トップ「ハラスメント撲滅」宣言

当社は、大切な従業員各自の尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるハラスメントを撲滅し、安全で安心して、働き易く・働き甲斐の有る健全な職場環境作りに努める事を宣言します。
尚、この対象は役員・社員・アルバイト/パート等、当社の全従業員及び取引先様等を全て含むものとして取り組みます。

＜基本方針＞
1．全てのハラスメント行為に対し、厳正に対応致します。

（1） パワーハラスメント行為

身体的侵害	精神的侵害	人間関係切り離し	過大な要求	過少な要求	個の侵害

（2） セクシャルハラスメント行為

ボディタッチ	しつこい誘い	性的な話	噂話	しつこい連絡	勘違い

（3） 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント行為（マタニティハラスメント）

配慮のない言動	精神的な嫌がらせ	肉体的な嫌がらせ	解雇や雇い止め

（4） モラルハラスメント行為

いじめ	見て見ぬふり	上記(1)の支配や助長	上記(2)の支配や助長	上記(3)の支配や助長

2．ハラスメントの行為者への対応について
ハラスメント行為者に対しては、事実関係を調査の上、就業規則に基づく厳重な処分と再発防止の指導を行います。
また、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じます。
このほか必要と考えられる取り組みにつきましても、随時実施します。

3．ハラスメント防止に関する取り組みの研修の実施
ハラスメント教育の実施、コンプライアンスハンドブックの配布、
防止ポスターの掲示、階層別研修等による教育によって、
行為の防止を図ります。
このほか必要と考えられる取り組みにつきましても、随時実施します。

4．ハラスメントに関する相談窓口について
ハラスメントに関する相談窓口では、解決に向けたサポートを行います。
相談者・通報者はもちろん、事実関係の確認に協力した方にも
不利益な取り扱いは致しません。

2026 年 5月28日

ニッコン株式会社
代表取締役社長執行役員 田代和晃

-ハラスメント相談窓口- 秘密厳守の上、問題解決のサポートをさせていただきますのでご安心ください。
人事部長：070-1339-8145 女性相談：080-1062-2200